

Modern Insurance Science : the New Interpretation of Traditional Insurance Science

小川, 浩昭
西南学院大学商学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/22097>

出版情報 : Kyushu University, 2011, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :

権利関係 : (c)2008 九州大学出版会 : 文献の利用は非営利目的に限ります。無断での転載、内容の変更を禁止します。引用する際は必ず出典元を明記してください。

第4章

保険の相互扶助性

1. 問題意識

過去の保険学説を比較し、それに自説を展開するといった形の保険本質論争に対しては、前述のとおり、重要なことは生きた制度としての保険が現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極めることであるとの批判がある。確かに学説提唱自体が目的化して、肝心の生きた制度としての保険の分析がなおざりにされてはならない。しかし、保険の本質を考察することが、生きた制度としての保険の分析とはならない、単なる抽象的な議論であるとするのもまた誤りであろう。保険現象が複雑となり、何を保険とすべきかが問われている現代は、まさに生きた制度としての保険を分析するために、保険の本質が重視されるべきである。生きた制度、すなわち、まず制度として保険を把握するならば、保険の本質が最初にして、土台の分析となろう。この土台の分析に拠りながら、個々の生きた制度としての保険の分析を行うのでなければ、十分な分析はできないのではないか。個々の生きた制度としての保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定されると考える。この点を保険の相互扶助性の考察を通じて、明らかにしたい。

2. 保険相互扶助制度論

英米流の現実的・实际的な保険の考察に対して、わが国では保険の本質などの抽象論議が一時期盛んとなり、その反動もあって現在は英米流の分析が主流

となっている。そのような中で興味深いのは、英米ではほとんど問題とされない保険の相互扶助性の主張が一貫して見られることである。しかも、かなり広く主張されており、これを「保険相互扶助制度論」とすることができよう。

保険相互扶助制度論は、保険業界にみられる。損害保険業界でもみられるが、何と言っても生命保険業界では徹底している。そのようなものを代表するものとして、生命保険文化センターの『生命保険物語——助け合いの歴史』（生命保険文化センター [1977]）がある。生命保険文化センターは1976年に民間生命保険会社20社の総意の下に財団法人として設立され、その事業活動の一つに生命保険の広報活動があり、生命保険を相互扶助とする生命保険各社の日頃の発言と併せると、生命保険文化センター [1977] を生命保険業界の見解としても大過ないであろう。生命保険文化センター [1977] では、古代・中世・近代・現代という人類の歴史の流れの中で、いかに助け合いの制度がとられてきたか、そして、そのような助け合いの制度が生命保険であり、「生命保険は、集団生活をいとなむ人間社会において、相互扶助の仕組みとして、必然的に生まれ、人類の歴史とともに発達したものです」（同 [1977] おわりに）と大変強い調子でその相互扶助性を主張している。この冊子は学校教育用副教材（副読本）とされており、大変わかり易く、約30分のアニメーション・ビデオにもなっている¹⁾。このビデオも大変よくできた面白いもので、文部省選定第29回東京都教育映画コンクールで金賞に輝いている。もちろん、わかり易いということや面白いこと、あるいは、コンクールで金賞を取ったことをもって真理とすることはできない。また、金賞授与によって文部省が保険相互扶助制度論にお墨付きを与えたともできないだろう。しかし、こうした一連のことは、保険を相互扶助とする考えが一般にもあまり問題にされることなく、わが国では受け入れられていることを示唆するのではないか。この点において、わが国における保険相互扶助制度論は根深いものがあると言えよう。

次に、保険行政の見解をみてみよう。大蔵省時代の古いものとなってしまいが、次のような興味深い指摘がある。生命保険事業を監督した銀行局保険1課の課長が編者となった『図説日本の生命保険』（二宮編 [1997]）、損害保険事業

1) この冊子は現在でも販売されており、ビデオの貸出しもされている。

を監督した銀行局保険2課の課長が編者となった『図説日本の損害保険』（滝本編 [1994]）における論述である。二宮編 [1997] では、「『一人は万人のために万人は一人のために』という言葉は、個人の力ではなし得ない経済的損失または経済的必要に対する備えは、多数人の集団の中の一員となつてはじめて達成できるという相互扶助に立脚した保険の思想を表したものである」²⁾（二宮編 [1997] p.90）とする。また、滝本編 [1994] でも、「損害保険は、国民生活又は企業活動上において偶然な事故によって被る経済上の損失を、目的を同じくする者が多数集まって相互に救済しようとするもので、換言すれば、生命保険同様『一人は万人のために万人は一人のために』の相互扶助の精神に立脚してできあがった制度である」（滝本編 [1994] p.146）とする。『図説日本の生命保険』は1997年版以降、『図説日本の損害保険』は1994年版以降改定がされておらず、現在の保険事業の監督官庁である金融庁が同様な文献を出版していないので、金融庁がどのような立場に立っているのか明らかではない。しかし、金融庁のホームページに金融の仕組みについて小学生向け、中学・高校生向け、社会人になる人向けにそれぞれイラストつきのわかりやすい解説があり、そのうちの社会人になる人向けの解説に「はじめの金融ガイド」（金融庁 [2006]）というのがあり、そこに次のような保険についての解説がある。「病気になった。大切な物が壊れた。そんなときに備えて多くの人がお金を出し合っておき、実際にそうなった場合に一定の保険金を受け取れるよう助け合う仕組みが保険なんだ」（金融庁 [2006] p.10）。この記述からは、保険行政が大きく転換して金融庁行政になったものの、保険の相互扶助性の認識は変わっていないものと思われる。いずれにしても、大蔵省が非常に力を持っていた護送船団体制下において保険行政が保険を相互扶助制度として認識していたということ、現在の監督官庁である金融庁にも同様な見解がみられるということは、これまたいかに保険相互扶助制度論がわが国において根深いものであるかを示すと言えよう。

2) 二宮編 [1997] では「(保険の目的は…筆者加筆) 偶然の事故の発生に伴う経済的必要の充足を確保するという経済的なものであって、それ以外ではない。したがって各経済単位がこの集団に参加するということは経済的な取引にすぎない」(同 p.3) という保険の相互扶助性を否定する指摘も見られる。

3. 保険学界の保険相互扶助制度論(1)——保険相互扶助制度論争

保険学界に目を転じよう。まず、既述の「保険は相互扶助か否か」の論争についてみてみよう。論争の経緯は次のとおりである³⁾。1977年度の日本保険学会大会の共通論題は「日本の保険業を考える」で5名(水島一也, 森松邦人, 塗明憲, 北本駒治, 広海孝一)が報告し, その司会役を笠原長寿博士が行った。笠原博士は報告後討論に移った冒頭で「現在の民間保険事業は助け合いの制度かどうか」という問題提起を行い, 5人の報告者に見解を求めた。5人の報告者の見解は, 「表現上のニュアンスはあったが, 助け合い論を否定する点では一致していた」(笠原 [1978] p. 37) とのことである。その後『インシュアランス』編集部でこの問題の重要性を認識し, 多くの保険研究者を対象としたアンケートを行い, その回答が『インシュアランス』生保版において特集された(インシュアランス編集部 [1978 a, b])。アンケートの結果をまとめれば, 表4.1の通りである。

笠原博士によれば, レクシス(Wilhelm Lexis)が給付・反対給付均等の原則を明らかにした20世紀初頭以来, 保険は助け合いの制度ではないというのが学問上の定説になっている, とのことである。それにもかかわらず, 先に取り上げた『生命保険物語』を含めて保険を助け合いの制度とする主張は, 「1970年代に入ってから, 政府, 財界, 官庁エコノミスト, 大蔵官僚, 保険行政, 保険会社を軸にして, 一部の学者, 労働組合, 野党までを巻き込んで一大キャンペーンが展開されている。“福祉見直し論”, “自前の福祉論”, “保険会社福祉産業論”と基礎を同じくするものであって, 社会保障の, 私的営利保険による代替を通じて, 国家や資本(企業)による社会保障費用負担を節約させる目的を本質的に帯びているものであ」(笠原 [1978] p. 35) る, とのことである。アンケートによれば, 民間保険事業を助け合いの制度と考えているものが6名, そうでないと考えているものが16名で, 助け合いの制度と考えていないもの

3) 論争の経緯については, 笠原 [1978] pp. 37-44による。また, 庭田 [1987] pp. 82-88も有益である。

表 4.1 『インシュアランス』アンケート結果

『インシュアランス』における設問は、次の2点である。

1. 民間保険事業は助け合いの制度としてとらえられるか。
2. 保険業界（主として生保）また保険事業者が、助け合いの制度であることをPRすることの可否について。

	回答者	設問1の回答	設問2の回答	設問1の回答のポイント
1	野津 務	○	○	保険そのものに相互性があるといわれ、この意味で保険は助け合いの制度である。
2	藤田 楯彦	×	×	保険数理的相互性は互助性とは異なる。助け合いは給付と拠出の経済的因果関係分断の容認が必要である。
3	三輪 昌男	×	×	助け合いは心の問題。保険は人のつながりではなく、金のつながり。
4	金子 暁実	×	回答なし	民間保険業を特に助け合いの制度とみる必要はなく、結果においてその役割を果たしている。
5	末高 信	△	×	生命保険は相互扶助を発祥とし、それに保険技術が加わって企業として成立して発展したという2つの側面がある。
6	青谷 和夫	○	○	意識すると否とに関わらず、経済的には助け合いの精神のもとに結ばれる。
7	気賀真一郎	○	○	生命保険事業の実質は、慈善ではない自助の「助け合い」の仕組みである。
8	横尾登米男	△	×	「助け合いの制度」をどう定義するかにかかるとの問題である。
9	印南 博吉	×	×	愛情の結合でなしに、金銭の結合集積が見られるだけである。
10	水島 一也	×	×	保険が結果として助け合いの効果を生むことはあるが、それは保険のメカニズムの結果であって制度の目的ではない。
11	椎名幾三郎	○	○	保険の相互性は疑う余地なし。
12	塗 明憲	×	×	「助け合い」という言葉には、精神的な相互性を感じられる。保険の相互性は技術的な、「組織された相互性」に過ぎない。
13	松本浩太郎	○	○	保険事業こそは福祉の現代商品であり、福祉は正しく、助け合いから成り立っている。
14	笠原 長寿	×	×	助け合いの制度であるためには、助け合いを目的とした精神的連帯の存在が前提となる。

	回答者	設問1の回答	設問2の回答	設問1の回答のポイント
15	根立 昭治	×	×	保険の仕組みを捉えて助け合いの制度とすることはできない。
16	今田 益三	×	△	保険は読んで字のごとく危険の引受であって、助け合いではない。
17	庭田 範秋	○	○	民間保険事業は、経済的機能や効果として助け合いの制度であり、このことの結果が加入者各人の経済的保障を達成する。
18	田村祐一郎	×	×	助け合いの精神を機械たる保険が訴えることは、ラーメンの自動販売機が口をきいて「私は食事を提供するから、あなたの母親代わりです」というのとさして異なることはない。
19	久木 久一	×	×	保険の仕組みとしては、事実上技術的な相互性は認められるけれど、精神的なものは存在しないのが現状ではないかと思う。
20	石田 重森	×	△	技術的な団体性・相互性はあるが、それに倫理的な意味での相互扶助・助け合いの精神が付加されるか否かは、保険制度の運営主体・経営主体の性格によって異なってくる。
21	鈴木 譲一	×	△	保険本質論としては助け合いの制度であるが、現象形態では助け合いは消滅している。
22	駒崎 信次	△	△	「助け合い」もわかりやすいが慈善的性格が濃厚に過ぎると、近代的感觉を失いアピールも迫力もない。
23	本田 守	×	×	自助を有機的に結合させる保険の技術的要請からくる無意識的な助け合い。
24	黒田 泰行	×	×	技術的な相互性が保険を助け合いの制度たらしめることはできない。
25	吉川 吉衛	×	×	私営保険事業は基本的には保険資本であって、その活動の直接的目的・規範的動機は利潤の追求にある。

- (注) 1. 設問1に対する回答は、民間保険事業を助け合いの制度とする回答を○、逆を×とした。色々条件などがつき、必ずしも○、×に単純に分類できないものや結論が不明確なものもあったが、回答全体から判断する等して、できるだけ○か×に分類した。どうしても、どちらにも分類できないものを△とした。
2. 設問2に対する回答は、助け合いの制度であることをPRすることを可とするものを○、否とするものを×とした。どちらにも分類できないものを△とした。
3. 順番は『インシュアランス』誌に掲載されていた順番である。

(出所) インシュアランス編集部 [1978 a, b] に基づき、筆者作成。

が多数であった。保険相互扶助制度論否定者が数でかなり上回ったと言えるが、保険相互扶助制度論者にはわが国を代表する保険研究者も含まれており、笠原博士の主張する如く、保険が助け合いの制度ではないとするのが学問上の定説であるとは、少なくともわが国保険学界においては、必ずしも言えないようなアンケート結果ではないか。ここにわが国保険学界における保険相互扶助制度論の根深さが現れている。また、設問1のアンケート結果について、笠原博士は「『助け合い論』の積極的主張者の殆どが、保険概念を、法律解釈論と技術論（アクチュアリ学）の立場から把握されている方々であることを認識した」（同p.44）とし、庭田範秋博士は「概して当時中年以前の年齢層の学者間では『保険は相互扶助の制度に非ず』の立場が圧倒的に多く、中年以後のところでは『保険は相互扶助の制度である』の見解が多かったように推察できた。前者は保険を神話抜きで捉えようとするからであり、後者には保険を神聖視する心情が残っていたからとも見ることができる」（庭田 [1990] pp.25-26）とする。庭田博士の年齢を切り口とした分析も興味深いが、笠原博士の指摘する研究分野との関係が注目される。そして、何より保険相互扶助制度論者に法律解釈論、技術論の立場の者が多く、庭田博士自身が保険相互扶助制度論者であることがひととき目を引くのである。庭田保険学における保険の相互扶助性についての考察は後で行うこととして、アンケートについての考察を続けよう。

設問1, 2の回答の組み合わせをみると、○—○または×—×という組み合わせが圧倒的多数であった。設問1が保険の相互扶助性に対する問いで、設問2が保険の相互扶助性をPRすることについての問いであるから、設問1で保険を相互扶助とする者はそのPRも認めるであろうし、逆に保険を相互扶助ではないとする者は、そのPRを認めないであろうから、当然の結果である。

このようにこの論争は笠原博士の日本保険学会大会での問題提起に始まったと言えるが、庭田博士はこの問題提起について、「この提案自体は時宜も得てもいたし、なによりも『保険は助け合いだ』と保険業界が主張・広報しだして、一面においては社会保障とのイメージ接近を図り、他面ではようやく目に付きだして、気になりだしてきた共済とのイメージ面での不利を埋めたいと思いだして、動きを見せだしたことにつき、まさに適切なる問題所在の指摘で

あって、高い評価を受けるに十分に価しよう」(庭田 [1987] p. 86) と高く評価する⁴⁾。しかし、「問題提起としては『さすが』との称賛に値するものの、その後の論争操作と進行のまずさもあって、学者のエネルギーと日時を費消した割には、最終的な学的収穫はさして多いものではなかったように思われる」(庭田 [1990] p. 25) と厳しい評価をする。論争が実り少なく終わった理由を次の3点とする。第1に「保険は相互扶助の制度に非ず」をそのまま「保険は利潤追求の制度」と繋げてしまったこと、第2に保険の追求する使命・目的と保険という事業をあまりに一体的に把握しすぎていること、第3に相互扶助の正確なる把握がなされないままの論争過程であったこと(同 pp. 26-27)、である。

第1の理由については、論争のどういった点を指しての指摘なのかよく理解できない。庭田博士は争点がどこにあると考えているのであろうか。アンケート結果から浮かび上がる争点は、相互扶助に精神的な面を含めるか否かという点であろう。保険相互扶助制度論者も含めてほぼコンセンサスに近いのが、精神的な意味での相互扶助を保険が必要としないという点と保険は「一人は万人のために、万人は一人のために」という貨幣の流れを形成する技術的な相互性を有するという点である。したがって、保険相互扶助制度論者は技術的な相互性をもって保険を相互扶助であると主張し、保険相互扶助制度論否定者は技術的な相互性は相互扶助に非ず、精神的な意味での相互扶助でなければ相互扶助ではないとして保険の相互扶助性を否定するのであろう。そこで、保険相互扶助制度論者では「自助の『助け合い』の仕組み」(表4.1の7. 気賀真一郎)といった指摘が見られ、また、保険相互扶助制度論否定者からは「自助を有機的に結合させる保険の技術的要請からくる無意識的な助け合い」(表4.1の23. 本田守)といった指摘がなされるのであろう。したがって、アンケートの回答

4) インシュアランス編集部 [1978 a] には庭田博士の回答も掲載されているが、そこでは問題提起の仕方にも厳しい批判をしている。「学会のその場に居あわすことができなかったので、この問題が提起され、どんな結論の方向に流れたかは知らないがかかる重大にして規模の大きな質問を不意に、ダイレクトに5人の報告者に投げ掛けて、しかもごくごく短期間に答えを求めて、その場で意見をまとめたところが、あまり価値のあるものとはならないのではないかと思う。しかも座長の鮮明な否定的主張が事前に述べられて、その直後であっては、5人の方々の答えも何がしか規制されて、真意は出にくかったのではなからうか」(インシュアランス編集部 [1978 a] p. 45)。

からは、「保険は相互扶助の制度に非ず」をそのまま「保険は利潤追求の制度」と繋げてしまうような単純な保険相互扶助制度論批判は多くないのではないかと推察される。

第2の理由は、換言すると、保険を考えるとときに保険そのものと保険事業あるいは保険企業を分けて考えることが重要であるとの指摘と言える。これは保険の相互扶助性の議論の核心を突く指摘と考える。なぜならば、保険現象を把握するに当って、保険そのものの性質＝保険の本質が単純に現象するわけではないからである。すなわち、制度としての保険が事業として営まれて個々具体的な保険として現象するので、保険の本質と具体的な保険の性質を次元の違うものとして分けて把握すべきである。また、具体的な保険はある特定の保険企業が事業として保険を運営することによって成立するから、具体的な保険の性質と保険企業との関係も考察されなければならない。保険の本質と具体的な保険の性質との関係、これらと保険企業との関係が保険の相互扶助性考察において非常に重要である。特に保険の相互扶助性の議論においては、社会保険や協同組合保険のように明らかに相互扶助と関わる保険が存在するのでなおさらである。もちろん、社会保険の相互扶助性については、社会保険は二面性を有し、扶養性ないしは政策性の反映であるといった形でその根拠が把握されているのであろう。しかし、協同組合保険をめぐる考察では、相互扶助性に対する否定的な見解もみられる。たとえば、佐波 [1960] では、共済は保険である、保険は相互扶助を必要としない、ゆえに共済も相互扶助を必要としない、といった議論が展開される。しかし、共済＝協同組合保険とすれば、保険そのものは相互扶助を必要としなくても、協同組合という組織が相互扶助を必要としたり、相互扶助と関わったりする可能性を否定することはできず、そのような協同組合という組織が運営する協同組合保険の相互扶助性を単純に否定することはできないのではないかと⁵⁾。このような捉え方になるのは、保険企業を保険に何ら影響を与えない、無色透明な単なる保険事業の運営者としてしか見ないからではないか。保険者・保険企業と保険の性質との関係についての考察が不十分である。社会保険の相互扶助性などの場合も含めて、保険企業の存在を考

5) 三輪 [1960] では、佐波 [1960] に対する有益な批判が展開されている。

慮すべきであり、保険の本質と個々具体的な保険の性質との違い、そうした保険の本質と保険企業との関係といったことが、十分に意識されていない。このアンケートについては、設問に民間保険事業という限定をつけているので、回答者が保険者・保険企業の存在をある程度自然に意識するようになってきているものの、保険の本質と具体的な保険の性質との関係、これらと保険企業との関係といった点に回答者の注意が十分に払われているとは思えず、回答者の回答は総じて佐波 [1960] と同じ弱点を有するものと考え⁶⁾。そのため、保険の相互扶助性をめぐる議論において、争点が単に技術的相互性をもって保険を相互扶助制度と捉えるか否かとなっている。それでは、論争の実りが少なくなったのは、争点が技術的相互性をもって保険の相互扶助とできるかという点にあるにもかかわらず、第3の理由にあるように、相互扶助の正確な把握がないままに論争に入ったからであろうか。

「相互扶助の正確なる把握がなされないままの論争過程」とはなんだろうか。正確な相互扶助を何に求めるかは別として、少なくとも、相互扶助の捉え方にコンセンサスのない状態を指していると思われる。しかし、この論争において、相互扶助についてはまったくコンセンサスがなかったのかというとそうではなく、第1の理由の考察において指摘したように、精神的な意味での相互扶助を保険が必要としないという点、保険は技術的な相互性を有するという点については、コンセンサスがあったと言えるのではないか。したがって、この点からは相互扶助という用語の理解が論争の足かせとなることはなく、争点は極めて明確であって、それは技術的相互性をもって相互扶助とできるか否かという点にあったと考える。論争の実りが少なかったのは、相互扶助についての正確な把握がないままに論争に入ったからではなく、争点が極めて明らかであったにもかかわらず、それを深めて本格的な論争に発展させる意思を論争の仕掛け人も保険相互扶助制度論者も保険相互扶助制度論否定者も持たなかったからであろう。おそらく、大半が保険相互扶助制度論否定者であることをもって

6) ただし、石田重森博士の回答(表4.1の20)は卓越している。庭田保険学における保険の相互扶助性を後で考察する際に、石田博士の見解を取り上げて、庭田博士の見解と比較検討する。

自らの正当性が確認されたとして、論争の仕掛け人および保険相互扶助制度論否定者はこの論争を深める価値も必要もなく、結果は出たと考えたのではなからうか。一方、保険相互扶助制度論者は、たとえ少数でも、保険の貨幣の流れを見れば、その相互扶助性は火を見るより明らかであり、「何をいまさら」といった意識が強かったのではないか。しかし、技術的相互性をもって保険の相互扶助性とするのは、相互扶助の捉え方として社会常識を逸脱し、保険学的にも定着していないので、そのような捉え方をあえてする理由を保険相互扶助制度論者は明らかにする義務がある。したがって、この点に関わらせて論争の実りが少なかった理由を考えれば、技術的相互性をもって相互扶助とできるかどうかという争点に対して、何故そうできるのかについて説明義務を負う保険相互扶助制度論者が義務を果たさなかったことにある。また、争点をこのようにきちんと把握して、保険相互扶助制度論者に説明義務の履行を求めなかった保険相互扶助制度論否定者の取り組み姿勢にもあったと考える。すなわち、相互扶助の正確な把握がなく論争に入ったことにあるのではなく、争点が明らかになった後に議論を深めるための相互扶助の把握に努めなかったことにある。

以上から、この論争自体の実りは多くないかもしれないが、保険の相互扶助性をめぐる考察の問題設定に当って、保険企業の存在が重要であるという示唆を含むという点で注目すべき論争と言えよう。その後小規模ではあるが、「連続説」、「非連続説」の間で論争が戦わされている。次に、連続説、非連続説の論争を考察する。

箸方幹逸博士は、保険史において、連続説、非連続説という対立した見解があるとする(箸方[1992])。箸方博士は自らの見解を「連続説」とし、それは保険を相互扶助・互恵の近代化と捉えることであるとする。そして、このような見解と対立する田村祐一郎博士の見解を「非連続説」とし、海上保険では非連続説が当てはまりそうだが、少なくとも、家計保険に関しては連続説が妥当であるとする(同p.24)。また、保険と相互扶助との関連を否定する非連続説に対する積極的な批判点として、相互組織の保険企業や協同組合保険を説明できないとする(同pp.24-25)。そこで、両者の対立を解消する鍵をポランニー(Karl Polanyi)の経済人類学に求め、キー概念を互恵、再分配、交換(交易)とし、互恵—近代共済・相互主義保険、交易—営利=会社保険、再分配—社会

保険として保険と対応させ、互恵は今でも社会統合の有力な行動パターンであり、このように捉えることによって、保険史の難問である相互組織の保険企業や協同組合保険を説明できるとする（同 p.29）。

一方、田村博士は、保険学において原始的保険、近代保険といった保険史把握がみられ、原始的保険に合理的保険料率算出の保険技術が加わったものを近代保険としている見方が多いが、原始的保険の範囲や内容が明確ではないとし、また、このような見解は前近代から近代への直線的または連続的な保険の把握といえるが、前近代における相互扶助的な制度が発展して保険となったというよりも、それらの制度にかわって保険が登場したとすべきであるとする（田村 [1980]）。連続説は、リスク対策史と保険史とを混同しているとも批判する（同 p.33）。原始的保険の範囲としては、原始的保険と近代保険のメルクマールを科学や技術＝料率算定の合理性にのみ求めるのではなく、社会経済的基盤にまで立ち入るべきとし、原始的保険を原始的共済と商人保険に分ける水島一也博士の所説（水島 [1960] p.5）に同意した上で、ギルドを原始的共済施設として考察している。「原始的共済施設と近代保険との最も重要な違いは、前者では予め集団が存在し、その集団の内在的機能として保険的活動があるのに対し、後者ではまず特有の技術機構が存在し、その結果として保険団体が形成されることである」（田村 [1980] pp.57-58）とする。前近代的集団における保険的活動から解放された個人を対象にした独特の技術機構が保険であり、ギルド的保険の持っていた相互援助機能に技術および資本主義的属性が調和的に結合することによって出現したのではなく、後者が前者に全面的に取って代わることによって成立したとする（同 pp.58-59）。

経済的保障制度はいかなる社会においても求められ、その形成原理は自助・互助・公助と言えよう。この3原理は超歴史的概念と言え、いずれの社会においても存在すると言えよう。しかし、3原理のうちいずれかが前面に出され他は背後にやられるといった形で、その時代時代の経済的保障制度の原理が形成されてきたと考えるべきではないか。その意味で、社会統合の原理は歴史的な概念であり、経済的保障制度形成原理もこのように考える。何も、互助＝互恵的なもののみが連続的とは言えないであろう。それにもかかわらず連続説を主張する場合、互恵的なものを特に取り上げなければならない根拠が示される必

要があろう。前近代社会では互恵の原理が支配的で、その原理が合理化して近代で保険になったとすることは決して自明のことではなく、前近代で細々とながら存在した交換が、近代で市場経済が中心となることにより社会の前面に出たとの連続説的な捉え方も可能であろう。保険の相互扶助性を否定したとしても、連続説的な捉え方は可能である。また、いずれの原理がどのようになっていたかはともかくとして、社会の仕組みが変わる場合、革命などによって人為的に急激に変わるにしても、社会のあらゆる制度が一気に変化するということは不可能であろう。そういった点からは、今の社会が前の社会の否定の上に成立したとしても、全ての歴史は連続的である。一方、人類のあらゆる歴史的段階で求められる特定の機能を果たす制度は、その社会がいかなる仕組みであるかということにより異なってこようから、前の社会の制度と同様の機能を果たす今の社会の制度は、今の社会の仕組みに従いながら、前の社会で同様な機能を果たしていた制度に代わるものとして発生したとも言える。前の社会の制度に代わるという点をもって非連続的というなら、非連続的である。しかし、前の社会の制度が今の社会の制度に発展して変化したという意味では、連続的であろう。保険における相互扶助性をめぐる見解の違いが、保険史において連続的か非連続的かという違いとなって現れるのであろうが、歴史観として、連続・非連続といった捉え方は、あまり重要ではないのではないか。制度の変化や発展は、連続・非連続というよりも、古くからの制度的体系に新しい制度が重ね合わされていく累積的な過程ではないか。

この論争自体は小規模ではあるが、経済的保障原理と結びつく考察がなされていること、原始的保険、保険類似制度など周知のこととされてきた術語の持つ曖昧さが明らかにされたことから、保険史への貢献大であると考え。ここでは、この論争で連続説という保険相互扶助制度論が、保険の相互扶助性の根拠として相互会社や協同組合保険をあげていることに注目したい。そして、この点からは、保険相互扶助制度論を論破するためには、相互扶助性のある保険について、その存在が保険の相互扶助性を示す根拠にならないことを明らかにする必要がある。

4. 保険学界の保険相互扶助制度論(2)

——庭田保険学における保険の相互扶助性

先に保険相互扶助制度論者としてひときわ目立つとした庭田博士の保険の相互扶助性をめぐる見解について考察する。

庭田 [1960] における「(保険は…筆者加筆) 私的な予備貨幣蓄積制度を、資本主義の諸原則に従いながら、予備貨幣蓄積の社会化によって、さらに合理的制度へと高めたのである。その根本に流れ、根拠をなしている原則は、実に資本主義の精神としての個人主義と合理主義なのである」(庭田 [1960] p. 285) との指摘から、当初庭田博士は保険と相互扶助をまったく関連付けていなかったとも思われる。庭田 [1960] に続く庭田 [1962] では、現在および今後の保険学を体系的かつ詳細に検討するが、保険は社会学と一脈通じるとして、「保険における相互主義とか、相互会社組織の意義なども、社会学的な考察を含むであろう」(庭田 [1962] p. 38) とし、また、『共済事業の理論と実務』に関する書評において、「共済の助け合い的性格」について「保険の必要が痛感せられながら、農業経済社会なるがゆえに保険の限界におかれていたものが、一つには農家の経済の向上により、さらには農業の資本主義体制化の推進によって、しかもまた大資本、独占資本の圧迫にも対抗する必要にかられて、ここに共済なる独特の制度を生成せしめたのである。従ってもし共済に助け合いという要素があるとすれば、中小資本の、農業資本の——農家経済の、階級としての共通の利害関係に基づく助け合いであって、それは前時代的なものとは異なるのではなからうか。それは農業経済の資本主義化によって生まれ長じながら、しかも資本主義の高度化に対する農業経済の自衛策でもあるであろう」(同 p. 252) とし、保険そのものの相互扶助性はあまり重視していなかったと思われる。さらに、これを裏付けるかのように庭田 [1964] では、保険の相互扶助的把握と一脈通じる保険協同体思想に否定的であると思われる(庭田 [1964] p. 7 注(4))。また、「技術的見地からする各契約間ないし各加入者間の相関関係を意味する保険の団体性は、他人との相互扶助意識や協同主義的精神に基づくものとは認めがたい。保険会社によって引き受けられ、一般特定人の加入が予想されている私保険事業について言えば、各加入者は、まったく自己自身の利

益を守る手段として、利己的意識や個人主義的精神に基づいて保険に加入するのである。そこには保険制度を、すべて加入者の相互扶助的・犠牲的精神に基づく相互救済制度と解し、各加入者は他の加入者に対し、ないしは全加入者の団体そのものに対し、いわば犠牲的に奉仕すべき使命を有するとするがごとき意味での団体性はないのである」(同 p.144) と、保険の相互扶助性について否定的であると思われる。

しかし、庭田 [1972] では、「近代的保険が、その意味では(技術的相互扶助組織という意味では…筆者加筆)消極的相互扶助の性格をもつものに対し、『近代的共済』は積極的な社会改革という性格をもつものだということができよう」(庭田 [1972] pp.284-285) との指摘がみられ、あるいは、庭田 [1973] では、「本来保険は相互主義の原理と名づけられる『一人は万人のために、万人は一人のために』をその基底とするもので、その上に団体性や公共性さらに社会性をも有するものである」(庭田 [1973] p.167) と保険の相互扶助性・相互性を指摘する。さらに、庭田 [1974] では、「保険は自己責任原理の上になったところの相互救済の制度である」(庭田 [1974] p.113)、「保険は社会的な相互救済による善後策と定義できる」(同 p.281) として、相互扶助性を明確に指摘する。ただし、「社会的な」という文言が気になるところであり、そこに庭田博士の一種独特な相互扶助観が示唆されているようにも思われる。この一種独特な相互扶助観は庭田 [1976 b] において、より鮮明となる。すなわち、「保険を利用する社会各人は、どこまでも自己の生活や自己と関連せる家族の生活の経済的保障の達成を願っての保険加入であるが、それでいて制度の仕組みや運営の結果が保険加入者またはそれと関連せる人々の相互扶助ならびに相互救済による全員の経済的な生活の保障を結果としてもたらすことになるのである」⁷⁾(庭田 [1976 b] p.168)。そして、この一種独特とも思われる相互扶助観は、「当時(17世紀後半…筆者加筆)は、すでに資本主義の初期であり、近代的な経

7) 庭田 [1964] の増補改訂版である庭田 [1978] でも、この一種独特の相互扶助観が示される(庭田 [1978] pp.364-369)。先に引用した庭田 [1964] の相互扶助に対して否定的と思われる記述をまったく訂正することなしに増補改訂版で相互扶助観を示した。なお、笠原 [1978] において、「相互扶助はあくまでも目的意識的な性格を特徴とするものであり、この条件を欠いた相互扶助はありえない」(笠原 [1978] p.36)。

済人が発生し、一切の取引や契約は、すべて合理的な経済原則の上に立脚して行なわれていたのである。したがって、『保険』においても、このことは同じで、単なる『利潤追求』の一つの手段としてみられていたにすぎなかったのである。したがって、初期における保険経営の形態が、ローマン的地中海的系譜からみれば営利的であるのに対し、ゲルマン的北欧的系譜においては、それとは異なり相互的であったということができよう⁸⁾ (庭田 [1972] p. 279) との指摘や「損害を埋め補うとかの考え方で作られた制度と、相互扶助とか相互救済とかの精神から生まれた制度とが、それぞれ絡みあい、いずれに重点をより置きながら、各種保険へと進んでいった」(庭田 [1974] p. 297) との指摘にみられる保険の歴史観⁹⁾と結びついていると思われる。歴史観というには抽象的すぎるが、次のような指摘もある。庭田 [1979 b] において、「この保険といえども、一時代前は『相互扶助』的な人為的連帯——自覚的連帯に根ざし、強くかかわりを有していた。しかるに群または集団というものは、その規模を大とするにつれ、そこでの『連帯の意志』を希薄化していく傾向にあり、保険もその例外ではなくて、ますます弱い連帯となり、その相互扶助の意識を弱め、かくて薄く広い社会的存在となってしまったのである」(庭田 [1979 b] p. 5)。さらに、庭田 [1979 a] では、「一人は万人のために、万人は一人のために」なる文言解釈について、これを加入動機的に解釈すべきではなく、さりとて仕組的理解も不十分であり、機能と理念の両面よりの把握として機能的理解こそ正当である(庭田 [1979 a] pp. 32-34) とし、「この文言を、自己を直接的に保障しながら、間接的に保険契約者全員を保障する機能の表現としてこそ、現代保険

8) これはマール (Werner Mahr) の保険史に沿った把握ではないか。マールの保険史およびその問題については、水島 [1961] を参照されたい。

9) 庭田 [1976 c] は木村栄一—庭田範秋を編者とする『保険概論』の「第6章 社会保険」であるが、同書において庭田博士は「第1章 保険総論」(庭田 [1976 b]) も執筆している。庭田 [1976 b] では相互扶助が近代的な保険へ発展したかのような、保険の系譜を相互扶助で一元的に捉える見方が展開され(庭田 [1976 b] 同 pp. 1-2)、また、次のような相互扶助と単純に関係付けた指摘もある。「助け合いの歴史の中から生命保険は誕生し、発展し、向上を続けてきたのである」(庭田 [1986 a] p. 132)。しかし、これらは過度に単純化した記述と思われ、真意は本文中に引用したような二元的な捉え方、むしろ、庭田 [1995] では三元的な捉え方と言える(庭田 [1995] p. 259, 図2)。

の実相に即した解釈とされるであろう」(同 p. 33) とした¹⁰⁾。保険の相互扶助性の精神的な把握に対して否定的であったと思われる。この指摘は、庭田 [1974] を詳しく言っているに過ぎないようにも思える。庭田 [1972, 1973, 1974, 1976 c, 1979 a, 1979 b] の指摘は一貫した保険の相互扶助観に基づいているのかもしれないが、初期の庭田 [1960, 1962, 1969] とは異なる相互扶助観という気がしてならない。庭田 [1972] は協同組合保険をテーマとしているが、予備貨幣説から新予備貨幣説＝経済的保障説への自らの保険学説の修正について論述し、従来の保険学説の批判的検討も行われている。ここでの修正の目的の一つは、保険に協同組合保険を包摂させることにあると思われる。また、従来の保険学説の検討において、相互扶助・相互救済との比較、結びつきを根拠として、各保険学説を批判する。そこで、協同組合保険を包摂させる予備貨幣説の修正を行う際に、相互扶助が保険の重要な要素の一つとして意識されるようになったとも思われる。いずれにしても、庭田博士の保険本質観における保険の相互扶助性に対する見方の変遷が判然とせず、庭田 [1960, 1962, 1969, 1973, 1974, 1976 c, 1979 a, 1979 b] の見解がどういう関係に立つか、したがってまた、庭田博士の保険の相互扶助性に対する捉え方が判然としなない。

しかし、先に指摘した 1970 年代に起こった保険の相互扶助性をめぐる論争において庭田博士は「保険は相互扶助である」という説を唱え(庭田 [1987] p. 26)、また、「保険は、人々の加入動機としては相互扶助でない。加入後の結果としての相互扶助である」とか「相互自助 (mutual selfhelp)」、「協力自助」として、いま一つ判然としなかった相互扶助性に対する捉え方が独特の相互扶助観として前面に出されたと言えよう(同 p. 27)¹¹⁾。この独特の相互扶助観は、

10) 庭田 [1979 b] でも同様の指摘がある。すなわち、「団結相互扶助」という言葉を使い、保険がその代表格であるとしつつ、「加入動機の個人主義は保険の仕組み、構造、機構、学理や技術を経ることによって、結果としては、機能としては相互扶助を実現する」(庭田 [1979 b] p. 85)。また、同書では企業形態との関係でも指摘がある。「まことに相互会社組織の生命保険にとっては、相互扶助がもっとも理念としてふさわしいであろう」(同 pp. 116-117)。

11) 庭田 [1989] では、「自己責任の相互扶助の制度」(庭田 [1989] p. 106) との指摘も見られる。また、庭田 [1992] では、「保険の理念としての相互扶助」(庭田 [1992] p. 200) として、相互扶助を保険の理念としている。

保険相互扶助制度論者が、自明のことではないにもかかわらず、あたかも自明のことであるかのように捉えている技術的相互性をもって保険の相互扶助とすることに対する理論的考察を意味しよう。この独特の相互扶助観につながる自助努力に対する見方が、既に庭田 [1983] で見られる¹²⁾。すなわち、「個人で孤立して自助努力に励むより、それぞれの自立と自覚を尊重しながら相互に連帯し、相互に扶助し合って、自助努力を成功させなければならない」(庭田 [1983] p.128)¹³⁾。また、庭田 [1986 b] では、各種の損害保険を説明する中で傷害保険についてのみ「怪我すなわち傷害に加入者全員で相互扶助的に対応するのが、ここでの傷害保険です」(庭田 [1986 b] p.20)として、なぜ傷害保険だけ相互扶助性を強調するのかかわからないが、相互扶助についての指摘がある。保険そのものについても、「そもそも保険とは国民の経済生活の保障のためのもので、高い福祉という思想に源を發し、相互扶助という正しい制度に組み込まれているものです」(同 p.33)との指摘がある。

そして、庭田 [1988] では、「社会的形態で予備貨幣の合理的・効率的蓄積を凶って、偶然の災害の好ましからざる事態の発生に備え、もって経済的保障の達成を相互扶助的に凶るのが社会制度としての保険ということになる」(庭田 [1988] p.311)との庭田 [1995] の定義文に結び付く表現が見られる。もっとも、この表現は保険の本質や保険の相互扶助性をめぐる考察において登場したものでないため、掘り下げる余地はなく、ここでは庭田 [1995] の定義文に結び付く記述があったことを指摘しておくのみとする。これに対して庭田 [1990] では、「(保険の相互扶助は…筆者加筆) 社会一般の相互扶助の捉え方とは少しく相違するであろう」(庭田 [1990] p.27)とし、67にも及ぶ文献における相互扶助の概念もしくは相互扶助という文言の使われ方を研究した上で、

12) これに先立つ庭田 [1982] では、「再保険には、これに加入する者(元受保険の保険者にして、さらに再保険においては被保険者とか加入者とか契約者とかの身分を持つ)全体の間で、相互扶助的にして運命共同体的ムードが流れ出すべきものである」(庭田 [1982] pp.85-86)との指摘があり、再保険に対してまで相互扶助を指摘しているところに、保険の相互扶助性把握が徹底していると言えよう。

13) 庭田 [1983] に先立つ庭田 [1981] においても、保険の相互扶助についての指摘が見られる。巻末「保険ミニ辞典」の「保険」において貯蓄との比較で、「保険が多数の協力による相互扶助の共同の制度である」(庭田 [1981] p.245)との指摘がある。

保険における相互扶助とは「制度的で、必ずしも意識的でなく、いうならば機械的な相互扶助である」(同 p. 79) とした。続けて、「近代的相互扶助としての保険は、社会の原子構造、その中の各人の原始的関係の上に形成され、そこで時代の精神は個人主義、合理主義そして物的財富優先主義であろう。営利主義と言い直してもよい。…(中略)…。そこに精神的で、家族的で、血縁的な相互扶助が残存したり、定着したり、活発的である可能性はきわめて少ない。かくて制度的にして、結果的な、経済計算の上における保険が旧型の相互扶助に取って代わって登場、そして本格的な発展を遂げることになるのである。相互扶助が保険制度の中で果たす機能は、今まで言われ続けて社会のどこにでも見られた相互扶助とは、いささか変わってくるであろう」(同 p. 79) とした。土台としての資本主義社会を十分に意識しながら、その上で保険の相互扶助性を展開していると言え、ここに独特の相互扶助観が極めて明確にされた。先に提示した「庭田博士の保険の相互扶助性に対する捉え方が判然としない」との疑問点は完全に解消されたと言えよう。そして、庭田 [1993] では相互扶助に基づく保険の理解がより徹底し、「経済的保障の制度に関わるほとんどの制度が相互扶助を理念とする」(庭田 [1993] p. 180) とし、「保険(正確には個別保険または会社保険という意味か…筆者加筆)における相互扶助——制度的、団体的、仕組み的、合理的」、「共済(協同組合保険…筆者加筆)における相互扶助——人間的、互助的、精神的、領域・範囲限定的」、「社会保険における相互扶助——国家的、社会経済的、社会政策的、基礎的」(同 p. 181) とした。相互扶助性があるという点では各種保険は共通するとし、相互扶助の種類が異なるとするものであろう。ここに、保険の相互扶助性を前面に出したと思われる。

このようにみえてくると、庭田博士の保険における相互扶助の捉え方は、当初の庭田 [1960] の時点から首尾一貫していて、ただそれを前面に押し出さなかっただけでも考えられる。しかし、前面に押し出さなかったことに着目すれば、保険の相互扶助性をめぐる見方に変化が生じて保険の相互扶助性を前面に押し出すことになったとも考えられ、その場合、庭田 [1960] の時点では保険の相互扶助性に対して否定的な見方をしていたという可能性を否定できないのではないか。ここでは「庭田博士の保険の相互扶助性に対する捉え方が判然としない」との疑問点を解消する形で保険の相互扶助性が前面に出されたことを

確認しておこう。その上で、今度は次のような新たな疑問が生じるのである。すなわち、「何故、保険を把握するにおいて社会一般の捉え方から逸脱してまで相互扶助という文言にそこまでこだわるのか」ということである。このように相互扶助を解すると色々なものが相互扶助と捉えられ、そうまでして相互扶助と関連付けて保険を把握することの意義が理解できない。そこで、「保険の本質把握において、相互扶助性を積極的に評価することにはいかなる意義があるのか」といった疑問が生じるのである。自明の如く技術的相互性をもって保険の相互扶助性としてしまう多くの保険相互扶助制度論者に対して、社会通念を逸脱した相互扶助観とならざるを得ないその相互扶助性を理論的に説明しようとする庭田博士の姿勢は、保険相互扶助制度論者として正しいと考える。しかし、庭田博士の説明でもなぜ技術的相互性を保険における相互扶助性とできるのか、さらには、そうすることに保険学上どのような意義があるのかが理解できない。庭田博士は、前述の通り、保険は相互扶助か否かの論争を少しく重要度と次元において劣る論争としたが、論争に対する評価はともかくとして、保険の相互扶助性をめぐる議論は、保険本質論に関わっているという点で非常に重要なテーマであり、保険学はこの点について研究を深めるべきであると考えられる。重要度と次元において共に高い「保険の相互扶助性とは」という議論が必要なのではないか。

5. 保険学界の保険相互扶助制度論(3)——庭田保険学と連続説

先に『インシュアランス』のアンケート結果に対する庭田博士の見解、すなわち、保険を相互扶助とするものは中年以後の年齢層の学者に多く、それは中年以前の学者は神話抜きで保険を捉え、中年以後の学者は保険を神聖視する心情が残っているからであるとの見解を引用した。庭田博士と同世代の水島博士は、保険学界にはいくつかの神話が生きるとし、神話はロマンと夢を与えるが、「論理と実証に基づく法則的命題の追求に関わる社会科学の世界では、無用の存在」(水島 [1994] p.187) とする。水島 [1994] では、このような神話の一つとして、近代保険の原型が相互扶助に立脚する原始的保険であるとする見解を取り上げる。このような見解の代表者として庭田博士を取り上げ、庭田

博士の見解を批判する一方、対照的立場にある論者として田村博士を取り上げている(同 pp. 187-189)。したがって、水島博士は、庭田博士の見解を先に取り上げた連続説と捉えていると思われる。確かに、庭田博士の歴史観は相互扶助的な流れを重視する点において、連続説の箸方博士と同様な歴史観にあると言える。水島博士は、このような連続説を学界の通説とし、原始的保険を保険の原形とする通説を厳密に突き詰めると、「原始的保険を支える相互扶助理念が、近代保険にも生きつづけることを承認するという論理的帰結を導くことになろう」(同 p. 189)とし、この命題と今日の保険制度の現実との違和感は大きいので、原始的保険の性格規定と相互扶助の理念の位置付けを考察する必要があるとする(同 p. 190)。

水島博士は、原始的保険は前期的保険と共済的施設の2つに分類されるべきとし、庭田博士の歴史観のところでもみられたマールの分類と対応させ、2つはそれぞれに社会経済的意義をもつにもかかわらず、通説は「それらを原始的保険として一括し、そこから共通の要素を抽出しようとする」(同 p. 190)と批判する。人類は大昔から生存や生活を脅かすリスクに直面してきたので、それぞれの社会経済構成に照応したリスク対策を考案してきたとし、リスク対策のために社会的総生産物の中から一定の控除が必要とされ、これがマルクス(Karl Marx)のいう保険ファンドまたは印南博士のいう保険基金であるとする。ここに、水島博士はいかなる社会にも必要とされるリスク対策を保険基金を用意することと捉え、そのリスク対策がそれぞれの歴史的段階における社会経済構成に照応して具体的形態をとり、その具体的形態として前近代の社会経済構成に照応した原始的保険があるとの見解であると思われる。その原始的保険はあくまで前期的保険と共済的施設よりなるので、原始的保険を保険の原形と位置付ける通説とは根本的に立場が異なるとする(同 p. 192)。以上が、水島博士による庭田保険学の歴史観ないしは通説に対する批判であるが、何点か疑問がある。

まず、水島博士は庭田保険学の歴史観を連続説としてそれを通説とし、通説においては異なる社会経済的意義をもつ前期的保険と共済的施設の2つを原始的保険として一括し、共通する要素を抽出しようとしているとするが、このような認識は正しいであろうか。水島[1994]における庭田博士への批判は、庭

田 [1976 b] に対する批判であるが、前述したように庭田 [1976 b] は過度な単純化がなされていると思われ、むしろ保険の系譜を相互扶助的な流れと非相互扶助的（営利的）な流れの二元的な流れで把握していると思われる。箸方博士も、前述の通り、海上保険では非連続説が当てはまりそうだが家計保険に関しては連続説が妥当であるとして、非連続説＝非相互扶助的（営利的）な流れ、連続説＝相互扶助的な流れの二元的な流れで保険の系譜を把握している¹⁴⁾。この点で両博士の歴史観は二元説と言えよう。しかし、この二元説的歴史観は、水島博士の前期的保険（営利主義）、共済施設（相互扶助主義）と対応しており、しかも、水島博士の批判とは異なり、両博士とも「共通の要素の抽出」など行っていないのである。原始的保険を前期的保険、共済施設の2つとして把握する水島博士の見解自体も二元説と言え、このように考えると、庭田、箸方両博士と水島博士の見解の相違はどこにあるのかわからない。保険の系譜を営利保険のみで一元的に把握し、一元説として二元説を批判するならば、水島博士が主張するように根本的立場は異なると言えようが、共に同じ二元説では、「根本的に立場が異なる」とは言えないのではないか。結局、水島博士の批判の核心は、マール批判に象徴されるように、保険の系譜を二元説的に把握する点にあるのではなく、営利主義の流れと相互扶助主義の流れを同一比重で把握する点にあると思われる（箸方 [1992] p.9）。社会経済構成に対応したりリスク対策が構築されるとする水島博士の見解からは、2つの流れに同一比重を置くことはできず、当然近代資本主義社会では営利主義的な流れが本流になると考えられる。このように考えると、水島博士の批判は、2つの流れを同一比重で把握することで相互扶助の流れが近代保険にも明確に受け継がれ、近代保険の性質の一つとして相互扶助性が導かれるという論理展開を「原始的保険を保険の原形と位置づけることはできない」と批判していると捉えることができるのではないか。

この水島博士の批判点は、ポランニーに依拠して三元的立場をとる場合の箸

14) 箸方博士は、ポランニーに依拠して三元的な立場ともいえる。また、庭田博士も、前述の通り、庭田 [1995] によれば三元的な把握といえる（庭田 [1995] p. 259, 図2）。しかし、ここで重要なことは、一元的把握ではなく多元的把握であるということ、相互扶助の連続性に保険の系譜の一つを求めていることである。

方博士にも当てはまる。筆者の歴史観に引き付ければ、ポランニーに依拠した箸方博士の三元的立場と類似するが、次の点において筆者の見解は根本的に異なる。先に連続説・非連続説の考察に際し述べているが、繰り返そう。超歴史的概念としての経済的保障制度形成原理として自助・互助・公助が考えられ、それぞれの原理に基づく保険の系譜が考えられる。重要なことは、三原理の系譜を同一比重で把握するのではなく、むしろ社会経済に規定されて、ある原理が前面に出て他は背後に押しやられるといった形で、特定の歴史的段階にある社会の経済的保障制度形成原理が形成されると考えることである。この点において、相互扶助の流れを保険の系譜の一つとして認めること自体は問題がないとしても、相互扶助・互助の流れが直線的に近代に連なるというのは不可能である。水島博士が主張するように、近代の社会経済構成に照応して自助の流れが本流となり、自助的な制度から多大な影響を受けながら互助的な制度や公助的な制度が構築されることとなる。このように考えるべきではないか。

次に、水島博士は庭田保険学の歴史観を連続説としているが、両者に差はないのだろうか。前述の通り、歴史的な流れに関する認識は両者同様なものと言える。現代保険に相互扶助をみるという点でも同様である。しかし、庭田保険学では一貫して保険本質論重視の姿勢が貫かれ、その本質論に相互扶助が含まれている点において、相互扶助が徹底していると言えよう。そのため社会常識を逸脱した相互扶助概念となるのである。したがって、庭田保険学を単純に連続説と同一視すべきではないと考える。

庭田博士は神話を信じて保険の相互扶助性を主張しているのかもしれないが、ほとんどの保険相互扶助制度論者が相互扶助という用語に科学的説明を与えないのに対して理論的考察を加えており、庭田保険学の歴史観・相互扶助観を単なる神話とはできないであろう。この点において保険相互扶助制度論の中で庭田保険学は優れていると言える。さらに、庭田保険学では保険の本質と保険企業の本質を峻別しており、より高度な保険の相互扶助性をめぐる議論を可能とする。以上から、庭田保険学は卓越した保険相互扶助制度論といえ、重要度と次元において共に高い保険の相互扶助性の議論は、庭田保険学の批判を通じて行うことができよう。

6. 保険の本質と保険企業の本質

卓越した保険相互扶助制度論者である庭田博士は、次のような注目すべき指摘をしている。すなわち、「保険の本質と保険企業の本質は直結しないことがわかるであろう。本質論や学説で扱えられた保険の機能や本質を、保険事業として実行と実施に移しながら、保険制度として成り立たせる具体的実務の担当機関が保険企業ということになる。保険の機能や本質にプラスアルファされて保険企業の本質が出てくるのであり、または本質や機能が転化して保険企業がいかなる種類の企業であるかが決められてくる」(庭田 [1970] p. 60)。保険そのものと保険企業を分けて考えるべきとの重要な指摘である。

「保険の本質と保険企業の本質は直結しない」という指摘は、前述の通り、適切であろう。ある特定の性質をもった企業が、ある特定の性質・本質をもった保険を事業として営むからである。したがって、印南博吉博士が経済準備説の定義文を「保険とは」から「保険事業とは」と修正したことは(印南 [1972] p. 1)、経済準備説が保険の本質を示す保険学説ではなくなってしまうぐらいの大問題であると言える。この経済準備説の修正について、石田博士の次のような批判がある。「保険が保険事業として運営され、経営されることと不可分であるにしても、またいかなる事業主体・経営主体によって営まれるかに拘わらず、制度としての保険に固有の性質・特質があるはずであり、他方、保険をその事業の対象とする場合、その運営主体・経営主体の性格によって異なった属性が現れてくるはずである」(石田 [1979] pp. 56-57)。いわば「制度としての保険」と「事業としての保険」の関係に関する指摘であり、両者が直結するとは限らないとする指摘と言えよう。保険事業を営むのが保険企業とすれば、石田博士のこの見解は「保険の本質と保険企業の本質は直結しない」とする庭田博士の見解と一致する。しかし、両博士の見解は、保険と保険企業との関係把握において決定的に異なると考える。庭田博士は「保険の本質にプラスアルファされて保険企業の本質が出てくる」としていることから保険企業の本質は保険の本質に規定されるとするのに対して、石田博士の見解は保険の本質に保険企業の性格がプラスアルファされて具体的な保険の性格が決まる (=運営主

体・経営主体の性格によって異なった属性が現れてくる) としているのではないか¹⁵⁾。この見解の相違は、保険一般と個々具体的な保険が分けて考えられているか否かという点にあるのではないか。明示されていないが、石田博士の見解は「保険一般＝制度としての保険」と「個々具体的な保険＝事業としての保険」として分けて捉えられていると思われる。石田 [1979] では、このような立場から保険事業の相互扶助性をめぐる次のような議論が展開される (同 pp. 57-64)。

技術的団体性・相互性がなくては保険制度の存立はありえず、これはいかなる事業形態にも共通することであるが、技術的団体性・相互性に精神的な意味での相互扶助・助け合いの精神が付加されるか否かは、保険事業の運営主体・経営主体の性格によって異なってくるとする。その上で歴史的考察として、保険の歴史的な発展において相互扶助精神の役割を軽視して先の連続説を否定するような見解をとり、続いて、協同組合保険、社会保険・公的保険、相互会社について考察する。協同組合保険については、組合員の相互扶助精神のもとに組織され、運営されてきたが、資本主義社会に基盤を置く以上利潤追求原理が採られるようになるとする。社会保険については、保険性と扶養性の二面性があるとし、扶養性が相互扶助意識に結びつくものの、社会保険以外の公的保険については相互扶助精神は希薄であるとする。相互会社については、当初から相互扶助精神は希薄であり、営利保険企業と性格付けられるとする。さらに、民営保険、協同組合保険、国営保険の同質化現象も指摘し、保険事業の相互扶助性について否定的であるが、保険と福祉の関わりを重視しているのが興味深い。

以上の石田博士の見解は、「制度としての保険」と「事業としての保険」を峻別し、保険企業を介在させながら保険の本質と個々具体的な保険の性質との

15) 庭田 [1972] では、石田博士の見解と同様とも思われる指摘もみられる。混迷する共済概念の考察において、「われわれは以上、共済の意味について、いくつかの概念が存していることを知ることができた。しかし、けっきょくのところこれは、『共済』とか『保険』とかいう用語の問題ではなくて、いかなる経営形態がそれを行っているかということ、すなわち、それが株式会社なのか相互会社なのか、はたまた共済組合や相互組合なのか、あるいはまた協同組合が行なっているのであるか、というところに混乱せる共済概念の問題解決の一端が示されていると言えるであろう」(庭田 [1972] p. 285)。

関係を見事に説明していると言える。前述のとおり庭田博士の「保険の本質にプラスアルファされて保険企業の本質が出てくる」との指摘は、石田博士の見解に従えば、「保険の本質に保険企業の本質がプラスアルファされて個々具体的な保険の性質が出てくる」と修正されるのではないか¹⁶⁾。

保険相互扶助制度論の根拠が相互会社形態や協同組合保険に求められるというのは、こうした保険の特徴は保険独自のもので、その独自性の根拠を保険の相互扶助性に求めているからであろう。したがって、このような保険相互扶助制度論を批判する場合、営利企業以外の保険企業もしくは営利企業が提供する保険以外の保険で相互扶助との関わりがありそうな保険を一つ一つ取り上げて、その相互扶助性を考察する必要がある。この点で、石田博士の保険の相互扶助性についての考察は、実に適切な方法であると言える。

それでは、プラスアルファされる保険企業の本質は何によって規定されるのであろうか。保険企業の本質は、土台である経済体制によって規定されると考える。保険企業の多様化は土台である資本主義社会の変化によるものであり、保険企業形態自体も土台の変化に規定され、変化するであろう。それは、民間保険企業にとっては保険市場の動向となろうが、広く保険全体で捉えれば、経済的保障制度を取り巻く環境と言えよう。たとえば、世界的に相互会社が減少しつつあるが、これも広くは制度環境、直接的には保険市場の変化によると言えよう。社会保険の見直しなども経済的保障制度を取り巻く環境の一つと言えるだろう。すなわち、個々の保険の性質は、体制関係における保険の本質と制度的環境を受ける保険企業の主体性（性格ないしは運営の仕方）によって規定されると思われる。したがって、保険そのものは相互扶助制度ではないとしても、保険企業の主体性の発揮によって事業として営まれる個々の保険の性質としては、相互扶助性が生じる可能性がある。それでは、保険企業の主体性は、何によって発揮されるのであろうか。

16) 笠原 [1978] において、「現代の保険企業の本質は、その金融活動、企業行動、経営戦略などの実態を統一的に分析することで把握されるのである。われわれは、保険企業の本質を技術的特長に固執することで、『木を見て森を見ず』の誤りにおち入ってはならないのである」(笠原 [1978] p. 40)。

7. 保険の原理・原則

保険企業の主体性の問題は、保険企業の性格が何を通じて反映するかの問題である。保険企業の性格は、事業としての保険の運営の仕方によって反映するであろう。保険事業の運営において基本となるのは、保険が予備貨幣の再分配制度であることから、その再分配の仕方にあると言えよう。換言すれば、ある貨幣の流れを形成する保険事業において、どのような運営の仕方でもどのような貨幣の流れを形成するかである。こうした保険の貨幣の流れを考える基本となるのは、保険制度の貨幣の流れの核心を示す保険原理であろう。保険原理の中心をなすのが保険の二大原則である給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則である。そこで、保険の原理・原則について考察したい。

保険料を P 、保険金を Z 、保険加入者数を n 、保険事故遭遇者を r 、危険率を $\omega (= \frac{r}{n})$ とすれば、 $P = \omega Z$ が給付・反対給付均等の原則であり、 $nP = rZ$ が収支相等の原則である。給付・反対給付均等の原則は、支払う保険料が保険金の数学的期待値であることを示している。したがって、保険料はなんら慈善性を有さず、資本主義的な「等価交換の法則」が貫徹していると言え、また、自分の利益に応じた負担という「応益負担の原則」と言える。すべての契約者に等価交換を示す給付・反対給付均等の原則が成立することは、保険契約者が平等に扱われることを意味するので、このことを「保険契約者平等待遇の原則」(庭田 [1970] p.174) という。保険は、基本的に、自分の判断に従って、自分の保障に対して正当な対価である保険料を支払って加入するので、自由主義的にして個人主義的な制度であると言える。もし、保険がなくて各人が個々にリスクに備えたならば、巨額な貨幣がミクロ経済的にもマクロ経済的にも必要とされるが、保険はそのような貨幣を節約させ、経済的保障達成のための貨幣準備に適時性・適量性をもたらすという合理的な制度である。ここに、保険の特徴として、個人主義・自由主義・合理主義を指摘することができる。この特徴は、土台である資本主義社会の特徴そのものであり、それゆえ「保険ほど資本主義的なものはない」といった言い方がなされる場合があるのであろう。しかし、個々の契約ごとに給付・反対給付均等の原則が成り立たなくても、収

支相等の原則が成り立てば事業としての保険の運営・経営は可能であり、このことから収支相等の原則を「保険経営の原則」とも言う。

それでは、各人が各人の判断で給付・反対給付均等の原則に従って保険に加入しても、全体としての収支が成り立つ収支相等の原則が達成されるのはなぜであろうか。数式で言えば、 $P = \omega Z$ を $nP = rZ$ に変換できる $\omega = \frac{r}{n}$ が成り立てばよい。 ω は危険率であり、 $\frac{r}{n}$ は保険加入者のうち保険事故に遭遇した人の割合であるから、危険率の実績値と言える。 ω は保険加入時の危険率であるから事前的な危険率・予測値と言えるのに対して、 $\frac{r}{n}$ は事後的な危険率・実績値という関係にある。つまり、数式上は、 $\omega = \frac{r}{n}$ は予測値と実績値が一致することを意味するに過ぎない。しかし、これが保険としては重要で、まさに $\omega = \frac{r}{n}$ が充足されるからこそ保険は制度として成り立つと言える。この $\omega = \frac{r}{n}$ を成り立たせるのが大数法則で、同質の危険が大量に集積されれば、予測値が実績値へと一致していき、給付・反対給付均等の原則に従う保険契約の大量集積によって、収支相等の原則が成立するのである。ただし、後で詳しく考察するように、同質の危険を大量に集積するというのは二律背反的な問題があり、また、現実問題としては危険率の正確な測定の困難などさまざまな問題があるため、 $\omega = \frac{r}{n}$ を成り立たせる大数法則の適用というのは簡単なことではない。しかし、ともかく理論的には保険の二大原則が示すように、保険は資本主義社会の原理的特徴である個人主義・自由主義・合理主義を貫徹しながら、経済的保障を達成するということである。

以上の点は保険理論の核心部分であるが、これをスミス (Adam Smith) とマルクスによって確認しよう。スミスは『国富論』で「各人が利己心に基づいて行動しても、神の見えざる手に導かれて社会全体の利益になる」という予定調和説を展開したが¹⁷⁾、「保険ほど資本主義的なものはない」と言われるほど

17) 正確には、次の通りである。「かれは、普通、社会公共の利益を増進しようなどと意図しているわけでもないし、また、自分が社会の利益をどれだけ増進しているかも知っているわけではない。外国の産業よりも国内の産業を維持するのは、ただ自分自身の安全を思っただけのことである。そして、生産物が最大の価値をもつように産業を運営するのは、自分自身の利得のためなのである。だが、こうすることによって、かれは、他の多くの場合と同じく、この場合にも、見えざる手に導かれて、自分では意図してもしない

の保険であれば、予定調和説による把握が可能であろう。すなわち、「各人が利己心に基づき給付・反対給付均等の原則に従って保険に加入しても、大数法則に導かれて、収支相等の原則が達成される」となろう。保険における「神の見えざる手」が大数法則であり、大数法則が保険におけるマイクロとマクロの調和を図るのである。しかし、大数法則の適用はそれほど簡単ではなく、ここにマルクスの指摘した「商品の命がけの飛躍 (Salto mortale)」(Marx [1962] S. 120, 岡崎訳 [1979] p. 141) ならぬ「保険の命がけの飛躍」が求められることになる。マルクスは『資本論』で商品の交換過程を「商品の命がけの飛躍」と呼び、「もしそれが失敗すれば、なるほど商品はひどいめにはあわないが、しかし商品所有者は確かにひどい目にあう」(Ebenda S. 120, 同訳 [1979] p. 141) とした。保険団体の形成を「保険の命がけの飛躍」と考えると、「もしそれが失敗すれば、なるほど保険事故に遭遇しなかった保険加入者はひどいめにはあわないが、保険者と保険金をきちんと受け取れない保険加入者はひどいめにあう」となろう。あくまでも保険の二大原則による考察は、原理論的な考察であり、現実の保険は原理論が有するさまざまな問題を克服しており、その克服こそが保険の命がけの飛躍である事業としての保険の展開であり、それが制度としての保険を成り立たせている。その保険の命がけの飛躍を直接的に行っているのが、保険技術である。したがって、保険技術とは、収支相等の原則を達成すべく〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する業であると言える。この保険技術の適用によって、保険企業の主体性が個々具体的な保険の性質に反映する¹⁸⁾。

以上のように、資本主義社会を鋭く分析したスミス、マルクスの説明に見事に合致するほど保険は資本主義的な制度であり、資本主義的な性質を持つから

かった一目的を促進することになる。かれがこの目的をまったく意図していなかったということは、その社会にとって、かれがこれを意図していた場合に比べて、かならずしも悪いことではない。社会の利益を増進しようと思ひこんでいる場合よりも、自分自身の利益を追求するほうが、はるかに有効に社会の利益を増進することがしばしばある」(Smith [1789] p. 421, 大河内監訳 [1993] p. 120)。

- 18) 「この計算技術が、誰により、何のためにどのようにして利用されるかによって、『助け合い制度』と営利保険企業の分岐点が決まってくるのである」(笠原 [1978] p. 33) との指摘は、保険企業が意識されていると言えよう。

こそ、当然のことながら、保険は資本主義社会で生成・発展したのであろう。資本主義社会は個人主義・自由主義・合理主義の社会であるから生活自己責任原則の社会でもあり、経済的保障について自助が強制される社会である。自助が強制される社会で支配的な経済的保障制度として生成・発展した保険は、この点で本来自助的な制度である。しかし、自助だけで社会のさまざまな経済的保障ニーズが問題なく充足されるわけではないため、ここに互助や公助が生じる。資本主義社会以前の社会では背後に押し遣られていた自助が前面に出たといえるが、自助が強制される生活自己責任原則の経済保障制度が、自助のみを強制することによってうまく行くとは限らないため、互助、公助による経済的保障制度が登場してくるということである。保険そのものは本質的に自助的な制度であるとしても、保険の本質と保険企業の本質を峻別する視点を持つならば、自助的な経済的保障制度・自助としての保険の限界を乗り越えるために、互助的な、公助的な経済的保障制度・互助的な、公助的な保険が発生したとしても、何ら不思議ではないのではないか。ここに、相互扶助的な保険の存在が示唆されていると言えよう。

ところで、保険は〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換するという予備貨幣を再分配する制度であるが、この再分配には、保険的再分配と時間的再分配の2つがある。 $\frac{\text{少数}}{\text{多数}}$ が危険率であり、それが低いほど保険的再分配効果・(保険団体内の)危険分散効果・(保険団体内の)危険平均化効果が大きくなると言え、その分技術的相互性が強くなると言えよう。逆に、 $\frac{\text{少数}}{\text{多数}}$ が1に近づき時間的再分配効果が大きくなれば、その分技術的相互性は弱くなると言える。つまり、技術的相互性とは「一人は万人のために、万人は一人のために」という貨幣の流れのことであるから、支払われる保険金が保険金受取人以外の拠出した保険料によればよるほど、技術的相互性は強くなると言えよう。損害保険が通常短期保険であり、生命保険が通常長期保険であることから、明らかに技術的相互性という点では、損害保険のほうが生命保険よりも技術的相互性が高いと言えよう。しかし、『インシュアランス』のアンケートが生命保険を想定して行われたように、通常相互扶助との結びつきが強調されるのは損害保険よりも生命保険であり、この点において技術的相互性の低い生命保険のほうが相互扶助を強調されるという逆説的な現象が見られる。終身保険

という極端な場合を考えると、ほとんど保険的再分配効果がなく、極めて貯蓄に近くなり、保険金原資は自分の払い込んだ保険料とその保険料により蓄積された保険資金によって生み出された利子という場合、技術的相互性はほとんどなくなるのである。したがって、保険相互扶助制度論者が生命保険の相互扶助性を主張するのは、こうした技術的相互性の否定を意味する生命保険の貯蓄性を忘却して、ひたすら技術的相互性をもって生命保険の相互扶助性を主張するということになり、論理的に破綻している。技術的相互性と貯蓄性は二律背反の関係にあると言え、保険相互扶助制度論は保険の貯蓄性、保険と時間の関係という予備貨幣の保険的再分配／時間的再分配の問題を忘却しているという大きな理論的問題も有するのである。換言すれば、貯蓄性の強い生命保険は、保険技術的に技術的相互性を十分発揮し得ないのである。保険企業の主体性によって、あえてそこに個人主義・自由主義・合理主義とは異なる予備貨幣再分配基準を入れない限り、相互扶助性を発揮する余地がほとんどない。

8. 保険企業と保険技術

それでは、保険の相互扶助性についての考察は、いかに行うべきか。まず、保険を個人主義・自由主義・合理主義的な資本主義的制度として把握する必要がある。このように保険を把握するということは、保険を相互扶助とは対極にある経済制度と捉えるということである。すでにこの時点で、保険の相互扶助性は否定される。しかし、問題の核心は、そもそも相互扶助と対極にある保険が、個々具体的な次元でみると社会保険、協同組合保険、相互会社という企業形態ないしは相互会社の保険というように、相互扶助と関わる保険があるということである。したがって、保険の相互扶助性に関わる問題は、「相互扶助と対極にある保険が何故相互扶助と関わるのか」という問題設定をすべきである。この点から保険相互扶助制度論は、保険と相互扶助との関わりをもって保険を相互扶助制度としている短絡的な見解と言わざるを得ない。個々具体的な次元で見られる保険と相互扶助との関わりに焦点を当てる際に、保険企業の主体性の反映という視点が重要となるわけである。以下、具体的に見ていこう。

(1) 社会保険

社会保険では、保険の原理・原則が守られていない。むしろ、政策性発揮のために最初から給付・反対給付均等の原則が修正されている場合が多い。社会保険は、給付・反対給付均等の原則を修正することで保険加入者を保険技術的に不平等に扱い、保険契約者平等待遇の原則を破ることによって他の保険にはない累進的な所得再分配を行い、社会的平等推進機能を果たす場合が多い。所得の再分配というと、一般的には暗黙の内に累進的な所得再分配が想定されるが、字義どおり解釈すれば、所得の再分配とは累進的なものに限る必要はなく、逆進的なものもあろうし、累進・逆進とは次元の異なる視点で捉えられる所得再分配もありうる。もちろん、一般的に累進的な所得再分配が暗黙の内に前提とされるのは、何らかの政策を行う結果として所得再分配の発生が想定されることにより政策が意識され、所得再分配と政策とが一体的に把握されるからであろう。これに対して、予備貨幣を再分配する制度である保険は、本質的に所得再分配の制度であると言えるが、その再分配とは、保険事故に遭遇しなかった保険加入者から保険事故に遭遇した保険加入者への所得再分配であり、そこには累進も逆進も予定されておらず、まさに保険的な所得再分配となろう。ただし、貯蓄性の強い保険は、保険金原資のうち自分が支払った保険料の蓄積が大半を占めるので、時間的な所得再分配となろう。いずれにしても、累進・逆進とは関係せず、こうした保険の所得再分配の側面に保険原則を修正して政策性を反映することで、累進・逆進と次元の異なる保険的再分配が社会的平等を推進するという政策性を帯びた、累進的な所得再分配を行うことを可能とするのである。

しかし、この場合の保険原則の修正は保険加入者を保険的に不平等に扱うため、デメリットを受ける保険加入者は保険に加入しなくなる。このような保険加入者とは、当然自己のリスクに対して保険料が割高となる保険加入者であり、保険者から見れば、保険料と期待保険金との関係で採算上好ましい保険加入者である。逆の保険加入者は、保険料が割安となる保険加入者であり、保険者から見れば採算の採りづらい保険加入者である。このような保険を任意加入とした場合、保険者から見れば採算の取りづらい保険加入者ばかりが集まるといふ逆選択が起き易い。そこで、社会保険は強制保険が多くなる。社会保険の

強制保険制は、このように理論的には保険技術的観点から説明可能であるが、相互扶助の観点からも重要である。

そもそも社会保険は社会保障の中核的な制度であるから、国民の生存権を保障するという社会保障目的を達成するための制度である。保障を行う国家の義務と保障を受ける国民の権利の関係であるが、貨幣の流れに注目したとき、国家という金のなる木があるわけではなく、国家が行う保障の源泉は、結局は国民負担ということになろう。すなわち、国民の生存権を保障するという点で社会保障は「権利としての社会保障」であるが、その制度運営には国民の社会連帯を不可欠にするという意味で「連帯としての社会保障」の側面を忘れてはならない。したがって、社会保障制度は社会連帯という側面において相互扶助制度と言える。そして、このような相互扶助制度であるならば、社会保険において保険的不平等な拠出・負担を強いられても、国民は相互扶助としてそれを甘受すべきであると言える。このように考えると、社会保険が強制保険とされるのは保険技術的観点からは当然としても、こうした相互扶助との関係では、強制保険にするということは、社会保険が相互扶助として機能していないことを意味する。社会保険が相互扶助ならば、国民は保険的不平等を相互扶助精神で乗り越えるはずだからである。それでは、実態として社会保険の相互扶助性は完全に否定されるのであろうか。

確かに保険的不平等を乗り越えることはできていないが、しかし、強制保険制を取るにしても、ともかくも、わが国で言えば、憲法第25条を制定し、社会保障制度を行うと高らかに謳っていることは、そうした相互扶助制度としての社会保障制度を設けようという意味の、言わば国民的レベルの相互扶助精神はあると言えよう。ここに、社会保険は相互扶助制度と言えよう。その相互扶助性とは、保険的不平等を乗り越えるほど強くはないが、社会保障制度を設けようという程度の国民的レベルの相互扶助性である。かくして、社会保険の相互扶助性は、国民レベルの相互扶助性を背景としながら、社会保険の運営者である国家の運営の仕方によって生じていると言えよう。なお、社会保険の相互扶助性が、保険的不平等を乗り越えるほどに強いものであるならば、公的年金保険における保険料未納問題は、現在のような発生の仕方はしないであろう。

(2) 協同組合保険

協同組合保険については、相互扶助組織としての協同組合の性格が保険にどのように関係するかが焦点であろう。そこで、保険団体に注目する必要がある。保険の貨幣の流れが技術的相互性といわれるのは、保険は多数の経済主体の結合を必須のものとし、保険団体を形成するが、この保険団体が何ら社会的紐帯をもった組織ではなく経済的利益集団であり、単なる技術機構に過ぎない虚構であることによる。虚構であるために、たとえ「一人は万人のために、万人は一人のために」と言えるような貨幣の流れを形成したとしても、そこには魂がなく、故に保険の相互扶助性が否定されるわけである。しかし、協同組合の場合は、予め社会的紐帯のある相互扶助組織が保険事業を営むのであるから、そこに形成される保険団体は単なる経済的利益集団ではなく、社会組織と技術機構が未分化と言える。わが国では、保険業法との関係で協同組合が保険事業を営むことができず、共済事業として行われており、かつて共済は保険か否かといったことが問題とされ、共済を原始的保険とする見解もあった。確かに、自助の制度から排除された者、それは往々にして保険料を負担して自助を利用することができない経済的弱者と言え、共済は経済的弱者が助け合うという形で生成し、そのため近代的な保険技術に乏しく、保険団体も小規模で近代的保険とは言いがたいものもあった。しかし、このような点を背景としつつも、共済＝原始的保険と主張する者は、同時に保険＝近代保険として、共済事業を原始的なものとして低く見て保険会社の保険事業と区別するという意図が見てとれるが、そうした発生史的な理由で共済＝原始的保険とするものではなく、協同組合保険＝共済が近代保険技術を採用し、十分な大きさの保険団体を形成するならば、近代保険と言って差し支えないであろう。経済的弱者の保険として登場してきた時期は、経済的弱者の運動という側面も持ちながら、近代保険としての性質に乏しかったかもしれないが、少なくとも、今日の協同組合保険＝共済の多くは、その質・量から判断して、近代保険と捉えてよいだろう。したがって、近代保険としての協同組合保険は、形成される保険団体が相互扶助の性格を持つ相互扶助制度と言えよう。しかし、重要なことは、その相互扶助性は保険そのもの＝保険の本質が相互扶助であることから生じているのではなく、保険者である協同組合の性格によるということである。まさに、「保険

の本質と保険企業の本質は直結しない」のである。

協同組合保険は自助からはみ出した経済的弱者の保険として相互扶助性を有している。それが近代保険として発達することは、保険市場において保険会社のライバルとなることであり、かかる競合的關係によるアウトサイダー的な協同組合保険が、保険事業の健全な発展にも資する。しかし、そのような性格を有する協同組合も発展・規模拡大を指向し、そのことが保険技術的には危険大量の原則に適うところであるものの、そうした指向に対して社会的紐帯をもった保険団体という性格が限界を画す。この限界を超越するために、保険加入者の資格制限を緩めたりすれば、それは協同組合の保険会社化であり、社会運動よりも保険経営の性格が強くなり、相互扶助性も希薄化しよう。近代保険となるための保険団体の大規模化に際して、既に相互扶助の希薄化が生じる場合もあるだろう。協同組合という保険の運営主体の性格変化の可能性も否定できず、こうした保険企業の性格変化は、土台である資本主義社会、直接的には保険市場の動向に規定されながら、保険企業の性格としての協同組合の本質と保険技術的要請からくる保険団体の大規模性との矛盾という葛藤の中で生じる。しかし、いずれにしても、協同組合保険の相互扶助性については、協同組合という保険企業の本質から生じるものと考えらるべきである。

(3) 相互会社の保険

相互会社形態ないしは相互会社の保険こそは、最も保険相互扶助制度論者がその正当性を主張する根拠とするところである。たとえば、「個々の保険加入者が意識していないとしても、保険は制度として、加入者間の相互扶助の精神を基礎にして成り立っている。であるからこそ、保険業には、他産業には認められない相互会社という組織形態が存在するのである」(井口 [1996] pp. 26-27)。最近でも、「生保事業というのは、『相互扶助』の精神をベースに興された事業であり、相互会社形態が保険事業のみに認められているなど、金融業界の中にあっても特殊性を有している」(浅富 [2004] p. 17) との指摘が見られる。そして、本章の考察の中心である庭田保険学においても、(生命) 保険の相互扶助性から相互会社が企業形態として優れるとされる (庭田 [1979 c])。

「個々の保険加入者が意識していない」にもかかわらず、したがってそこに

は精神的な相互扶助がないとしているにもかかわらず、「加入者間の相互扶助の精神を基礎」にすると何故いえるのか、理解できない。「制度として」という条件がついているが、それが相互扶助精神とどう繋がるのかも理解できない。結局、先に指摘した何故技術的相互性をもって相互扶助とできるのかという説明がなされていないという、既にみた保険相互扶助制度論者に対する批判と同様な批判が当てはまるであろう。また、「生保事業というのは、『相互扶助』の精神をベースに興された事業」とするが、一体どんな史実に基づいての主張なのであろうか。これらの主張をみると、改めてわが国における保険相互扶助制度論の根深さを感じる。相互扶助性があるから相互会社形態があるというのは、論理的な説明であらうか。

相互会社形態は、本質的には、非営利主義と結びつくと言えよう。なぜならば、理論的な相互会社の設立動機は、ある経済的ニーズに関して、通常のように市場で購入するのではなく、コストを削減するという経済的有利性を求めて自分たちのための会社をつくり、その会社との取引によってその経済的ニーズを充足しようというものであるからである (Hetherington [1991] p. 2)。その意義は会社の利益を排除してできるだけ安い実費での取引を行うということにあるので、非営利主義となる。資本主義社会における会社設立は、通常言うまでもなく、会社を設立してある事業を行い、その経営活動で利益を得ようという営利主義である。この営利主義と対照的な企業形態が相互会社と言える。ある経済ニーズの充足に関して、営利主義の企業から市場で購入するよりも有利な場合や、市場で購入することができない場合に相互会社は設立されると言えるから、理論的には、相互会社形態は保険事業に限られるわけではない。しかし、相互会社が保険事業に支配的なのは、保険が相互会社に何らかの親近性を有するからであらう。このように考えると、相互会社形態を相互扶助の根拠とするということは、この親近性を相互扶助に求めているということになる。

しかし、これまでの考察で明らかにしたように、保険は「一人は万人のために、万人は一人のために」というような貨幣の流れを形成するが、この貨幣の流れは相互扶助的な流れとは言えても、そこに流れている精神は本来個人主義・自由主義・合理主義という資本主義的精神であり、この点で技術的相互性を有するに過ぎず、保険の本質として相互扶助性があるわけではない。個々具

体的な保険の相互扶助性は、保険企業の性格・事業の運営の仕方によってプラスアルファされて現れてくると考えるべきであり、保険の貨幣の流れと相互扶助の貨幣の流れに類似性を指摘できても、本来保険に技術的相互性しかないことから、保険と相互会社の親近性を相互扶助に求めることは不可能であろう。

保険と相互会社の親近性は、自己資本にあると考える。近代保険の特徴の一つは、合理的保険料の算出にあり、それを前提とした前払確定保険料方式にある。この方式により、保険取引は等価交換的となり、他の一般的な取引と同様になる。この取引において、保険金原資はおろか営業諸経費等も付加保険料の形で前払いされるので、ここに保険事業は巨額な創業資本・自己資本を必要とせず、自己資本は担保資本としての意義しか有さなくなる。生命保険事業の場合、危険率の偏差が小さいため担保資本としての自己資本の要請も小さく、ここに自己資本をミニマムにできる。こうした自己資本に対する要請が自己資本の調達では劣る相互会社を志向させ、特に生命保険事業に当てはまるのではないか。

以上の点を踏まえて、理論的に考えると、保険相互会社は次のような場合に設立されると言えよう。保険事業において支配的形態である保険株式会社に対して、その営利を排除することがより経済合理性に適い、相互会社形態のほうが好ましいということになれば、より効率的・合理的な保険ニーズ充足のために保険相互会社が設立されることとなろう。また、次のような場合もあるだろう。保険市場において保険ニーズを充足することができないものたちが、互いの保険ニーズを充足するために、助け合って保険相互会社を設立するという場合である。この場合、助け合いの範囲が、単に保険ニーズの充足にあるのではなく、何らかの社会的・経済的立場を同じくするものがいろいろと助け合う一環として保険ニーズの面においても助け合うということになれば、保障関係と社会関係が未分化となって、協同組合保険と実質的に変わらないであろう。

理論的には上記のようなケースが考えられ、史実としては純粋に相互扶助として設立された相互会社もあるかもしれない。しかし、そのことをもって保険の本質として相互扶助を指摘することはできない。それにもかかわらず、保険相互扶助制度論が根強いことは、企業形態論としても重要である相互会社の議論に、悪影響を与えていると言わざるを得ない。そこで、特にわが国では、保

険企業形態論としての保険相互会社論の議論を掘り下げる必要があるだろう。後の章で、相互会社の現代的考察を行う所以である。

9. 保険の相互扶助性とは

保険は一つの制度として経済体制により規定されており、制度としての共通の本質が各種保険にはあるが、事業として営まれる過程で、運営主体・経営主体の性格が反映される。そして、運営主体・経営主体の性格の反映は、保険技術の適用の仕方による。もちろん、そのような保険の運営主体・経営主体自体も経済体制によって規定されてはいるが、それぞれの運営主体・経営主体の性格が保険に反映し得るということである。すなわち、保険の運営主体・経営主体は社会経済・国民経済を一般的に支配する法則に媒介された経営体であるが、独自の一定の組織原則を有した経営体でもあり、そのような組織原則が保険技術の適用を通じて保険に反映し得るということである。したがって、個々の保険の性質は、体制関係における保険の本質と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって、規定されると言えよう。こうした個々の保険の性質の一つとして、保険の相互扶助性が考えられるに過ぎない。